

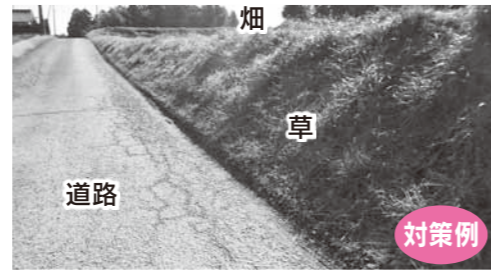
道路への土砂の流出防止対策をお願いします

風や雨が原因で、畑や山林などの土砂が流出して、道路や側溝等に堆積することが多くみられます。道路上に堆積した土砂は、人や車の通行の妨げとなるだけでなく、側溝の排水不良により冠水の原因にもなります。また、沿道の土地が道路より高い場所では、自然に土砂が道路に流出することもあります。

耕作者や農地・山林などをお持ちの方は、周りに草木を植えたり、土が流れ出さないように土留め（柵）を設置するなど、道路への土砂流出防止対策を実施していただきますようご協力をお願いします。

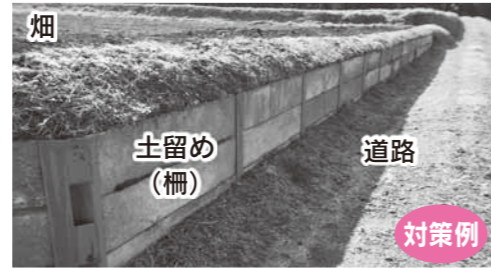
【主な対策例】

- 除草剤の使用を抑え、法面の草をできるだけ残す
- 法面に植物を植えて法面を保護
- 防砂ネットの設置など



法面の草をできるだけ残す

対策例



法面に土留め（柵）を設置

対策例

お問合せ●都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

確定申告はお済みですか？

～所得税と町県民税の申告相談～

町では申告相談を行っています。期限間近は混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

日時●3月15日（火）まで（土・日は除く。ただし、3月6日（日）は休日相談を実施します）
午前9時～正午、午後1時～5時（受付は午前8時30分～午後4時）

会場●多古町役場2階 第4会議室

お問合せ●多古町税務課課税係 ☎ 76-5402

■申告・納税期限(平成27年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)

■口座振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月20日(水)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月25日(月)

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331（音声案内）

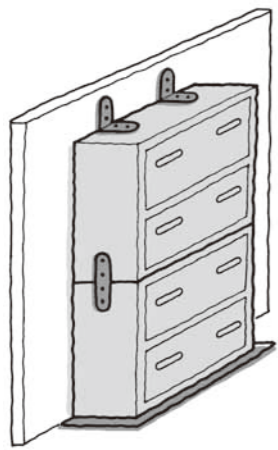
5千万円を超える財産が国外にある方は「**国外財産調書**」の提出が義務付けられています。詳しくは税務署にお問い合わせください。

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。

<http://www.nta.go.jp/>

地震などの災害に備えましょう

家具転倒防止器具取付促進事業について



家具の転倒による人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

●対象世帯

- 次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の町民税が非課税の世帯
- ① 65歳以上の者で構成される世帯
 - ② 障害者のみで構成される世帯
 - ③ 65歳以上の者と障害者で構成される世帯

●工事方法および限度額

申請に基づき、町が業者委託により取付工事を行います。
1世帯1回限りで、工事費用が1万円までを限度とします。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

平成27年度

まちづくり志民活動助成事業 報告会を開催します

『まちづくり志民活動助成事業』を行っている各団体から、1年間の活動成果の報告会を開催します。当日は、有識者からの講評や助言もいただきますので、来年度申請予定の方や、まちづくり活動に興味のある方はぜひご参加ください。

日時●3月19日（土）午後1時30分から

会場●役場3階 大会議室

平成27年度採択事業	団体名	事業名
	多古町あじさいの会	町の花であるアジサイを広める事業
	多古町市民活動連絡会	多古町市民活動ネットワーク事業
	多古町異業種交流青年会火曜会	あじさい甘酒アイスクリーム開発事業
		ライスミルク開発事業



ライスミルクをPRする火曜会のメンバー

平成28年度

多古町まちづくり 志民活動事業を募集

『志ある民』を応援します！



町民の方々が主体となり、暮らしの改善や生きがいと充実感をもって生活できる地域社会を実現するために、まちづくりに志を抱く『志民』が自ら企画し活動するための費用に対し助成を行っています。

この制度を活用して、あなたもまちづくりに参加してみませんか。

【申請期限】4月8日（金）

【申請方法】多古町ホームページをご覧になるか都市計画課までお問い合わせください。
<http://www.town.tako.chiba.jp/topics/2102-1.html>

【制度の概要】

申請および決定

- ① 志民団体から新規事業の提案を受け付けます。
- ② 第三者組織による審査選考を行います。
- ③ 採択された団体には補助金を交付します。

補助率および上限額

- 単独事業…事業経費の90%（上限50万円）
 - 複数団体連携事業…事業経費の80%（上限60万円）
 - イベント…事業経費の50%（上限50万円）
- （※経費からは入場料等の収入額を差し引きます。）

※予算の範囲内での採択となります

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408